

# 大阪樟蔭女子大学 障がい学生支援に関する基本方針

平成29年4月1日

最近改正 令和7年4月1日

## 1. 目的

この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)第9条第1項および「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき、大阪樟蔭女子大学(以下「本学」とする)における障がいのある学生に対する差別的取り扱いの解消を推進し、本学教職員が学生生活を支援し、適切な対応をするために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 基本理念

本学は、「高い知性」と「豊かな情操」を兼ね備えた社会に貢献できる女性の育成を目的とする建学の精神に則り、障がいを理由とする差別の解消に取り組み、障がいの有無に関わらず平等に教育・研究に参加・活動できるよう機会の確保に努めることとする。

## 3. 定義

### (1) 障がいのある学生

障がいのある学生とは、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とする。

### (2) 合理的配慮

合理的配慮とは、障がいのある学生と他の学生との平等を基礎とし、全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であり、特定の場合において必要とされ、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

なお、合理的配慮は、本学の教育・研究その他本学が行う活動全般の目的・内容・機能に照らし、(1)必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、(2)障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、(3)教育・研究その他本学が行う活動全般の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意し、その範囲内で検討される(政府が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に基づく)。

## 4. 基本方針

### (1) 機会の確保

本学に入学を希望する障がいのある者、および本学に在籍する障がいのある学生が、障がいのない学生と同等の修学ができるよう機会の確保に努める。ただし、高等教育機関として適切な教育研究の質の確保に留意する。

## (2) 教育方法等

情報収集の保証、コミュニケーション上の配慮、公平な試験・成績評価など、教育全般における配慮を行う。

## (3) 支援体制

合理的配慮に係わる事案を検討・決定する「学生支援関連部署連絡会議」を置く。キャンパスライフサポート・ラーニングサポートを支援対応窓口とし、本会議を中心に全学的な連携のもとに支援を行う。

## (4) 合意形成

支援内容の決定に当たっては、当該学生と所属学部および学科・研究科の代表者（学部長、学科長およびアドバイザー）が十分な合意形成・共通理解を得た上で、学生支援関連部署連絡会議の承認を得ることとする。

## (5) 決定過程

障がいのある学生一人ひとりが権利主体であることをふまえ、学生のニーズに基づき、学生支援関連部署連絡会議において支援内容を検討し、所属学部および学科・研究科の代表者等との協議の上、個別に支援方針を決定する。

## (6) 施設・設備

障がいのある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるようキャンパスの環境整備に努める。

## (7) 情報公開

障がいのある大学進学希望者や学内の障がいのある学生などに対して、支援の方針や相談体制、合理的配慮の事例などを公表する。

## (8) 研修・啓発

障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、学生・教職員に対し、必要な研修・啓発を行う。

## 5. 基本方針の改正

この基本方針の改正は、部館長会の意向を聴いて学長が行うものとする。

### 附則

1. この基本方針は、平成29年 4月 1日から施行する。
2. この基本方針の改正は、平成30年10月 1日から施行する。
3. この基本方針の改正は、令和 6年 4月 1日から施行する。
4. この基本方針の改正は、令和 7年 4月 1日から施行する。